所定疾患施設療養費 算定条件

① 対象の入所者は次のいずれかに該当する方であること。

・肺炎の方・尿路感染症の方・帯状疱疹の方（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする方に限る）

※入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定する。

※緊急時施設治療管理料を算定した日は算定しない。

② 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載すること。

③ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

④ 当該加算の算定開始時は、治療内容等を記載すること。

公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、毎年度の該当加算の算定情報を報告すること。

所定疾患施設療養費		令和2年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
尿路感染症	人数	2	3	5	2	3	1	1	2	1	3	1	0	24
	日数	9	21	31	12	21	5	7	14	2	17	5	0	144
肺炎	人数	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	4
	日数	7	0	0	0	0	0	0	7	7	0	7	0	28
帯状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0